静岡県弁護士会 会長 杉田 直樹

懲戒処分の公表

本会は下記会員に対して、弁護士法第57条に定める懲戒処分をしたので、お知らせします。

記

1 対象弁護士の氏名,登録番号及び事務所

(氏名) 西河 修

(登録番号) 第20841号

(事務所) 静岡県静岡市葵区上足洗1-4-50-2

西河法律事務所

2 懲戒の処分の内容

除名

- 3 懲戒の処分の理由の要旨
 - 1 被懲戒者は、2015年7月、懲戒請求者から破産手続開始申立事件を受任したが、委任契約書を作成しなかった。
 - 2 被懲戒者は、上記1のとおり、懲戒請求者から破産手続開始申立事件 を受任したが、解任された2021年9月27日まで、その申立てをせず、 遅滞なく処理しなかった。

なお、その結果、懲戒請求者が有した多額の売掛金債権について、債務者 らから消滅時効の援用を受けた。その金額は、少なくとも合計3,474万 5,946円となる。

3 被懲戒者は、上記破産手続開始申立事件を受任中、懲戒請求者から申立費 用等として預かった800万円及び懲戒請求者の資産の換価回収行為によっ て得た合計3,933万9,643円の合計4,733万9,643円を預かり、内1,856万0,446円は懲戒請求者のため支出したものの、残金2,877万9,197円を自己の事務所経費や生活費に費消し、解任されてからも返還していない。

また、被懲戒者は、上記の預り金に関し預り金記録を作成していなかった 上、解任されたとき、懲戒請求者に対し、入出金の概要を記載した書面によ り預り金の収支について報告していない。

- 4 被懲戒者の上記1の行為は、弁護士職務基本規程第30条に、上記2の行為は同規程第35条に、上記3の行為は同規程第45条及び静岡県弁護士会預り金等の取扱いに関する会規第7条第1項、第8条に違反し、いずれも弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。
- 4 懲戒の処分が効力を生じた年月日2023年10月2日